

2015年7月1日

株式会社CMマネージメント
代表取締役 福重 生次郎 殿

NPO法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正

1 はじめに

当 NPO 法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法第 13 条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体となることを目指して活動している団体です。

この度、貴社が「カーネクスト」という商号で運営されている自動車買い取りサービスに関して、当 NPO 法人が開催した法律相談会において、消費者契約法に違反するのではないかと疑われる相談がございましたので、貴社の見解をお伺いしたく、本書面を送付した次第です。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後 1 ヶ月以内に、下記の質問事項について文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを予め申し添えます。

2 相談内容について

相談者は、インターネットで貴社「カーネクスト」の運営する廃車買い取りサービスの見積もりを行い、その後、電話で貴社従業員と話をし成約に至ったが、その後に電話でキャンセルする旨連絡した。

相談者が上記電話でのキャンセルの際に、貴社従業員より、キャンセル料として 3 万円が必要となると言われた。

3 消費者契約法上の問題点

貴社「カーネクスト」のウェブサイト上において、「成約後のキャンセルについてはレッカー手配にかかる違約金として一律 30,000 円をご請求いたします」、との記載が存在しております。

ところで、消費者契約法第 9 条は、次のとおり定めています。

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

従って、貴社が成約後のキャンセルについてレッカー手配にかかる違約金として一律 30,000 円を請求する場合、上記消費者契約法との関係では、①成約後レッカー手配が行われるまでは損害が発生していないはずであること、②レッカー手配が行われていた場合でも、これを解約した場合に貴社に発生する損害の額が必ずしも 30,000 円であるとは限らないこと、の 2 点から、消費者契約法 9 条に違反するのではないかと考えられます。

4 結語

以上から、当 NPO 法人は貴社に対して次のとおり質問させていただくとともに、関係する資料があれば、その送付をお願いいたします。

- (1) 成約後貴社がレッカーを手配するまでの手続ないし段取りがどのような流れとなっているのか。
- (2) 貴社がレッカー手配をした後で、レッカー手配をキャンセルした場合に、貴社に 30,000 円以上の損害が発生する根拠

以上、よろしくお願い申し上げます。